## ふじみ野市立ゆめぽると条例新旧対照表

改正案	現行
(使用料の還付)	(使用料の還付)
第11条 既納の使用料は、還付しない。 <u>ただし、次の各号のいずれかに</u>	第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があ
該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。	<u>る</u> と認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。
(1) ホールの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消	
したとき。_	
(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、ホールを利用	
<u>することができないとき。</u>	
(3) 利用者が使用料を納付した後、規則で定める日までに利用の取消	
しの届出を行ったとき。	
(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めると	
<u>き。</u>	